

弁護士報酬早見表

【民事事件の着手金及び報酬金】

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8% + 税	16% + 税
300万円を超え 3,000万円以下の場合	(5% + 9万円) + 税	(10% + 18万円) + 税
3,000万円を超え 3億円以下の場合	(3% + 69万円) + 税	(6% + 138万円) + 税
3億円を超える場合	(2% + 369万円) + 税	(4% + 738万円) + 税

※事件の内容により、額は30%の範囲以内で、増減できます。着手金の最低額は10万円 + 税。

※経済的利益が不明な場合は、800万円で算定します。

【契約締結交渉】

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2% + 税	4% + 税
300万円を超え 3,000万円以下の場合	(1% + 3万円) + 税	(2% + 6万円) + 税
3,000万円を超え 3億円以下の場合	(0.5% + 18万円) + 税	(1% + 36万円) + 税
3億円を超える場合	(0.3% + 78万円) + 税	(0.6% + 156万円) + 税

※事件の内容により、額は30%の範囲以内で、増減できます。

※経済的利益が不明な場合は、800万円で算定します。

【裁判外の手数料】

項目	分類	手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	300万円以下の場合	10万円 + 税
		300万円を超え 3,000万円以下の場合	(1% + 7万円) + 税
		3,000万円を超え 3億円以下の場合	(0.3% + 28万円) + 税
		3億円を超える場合	(0.1% + 88万円) + 税
	定型	5万円以上100万円以下の範囲で弁護士と依頼者との協議により定める	
遺言書作成	非定型	300万円以下の場合	20万円 + 税
		300万円を超え 3,000万円以下の場合	(1% + 17万円) + 税
		3,000万円を超え 3億円以下の場合	(0.3% + 38万円) + 税
		3億円を超える場合	(0.1% + 98万円) + 税
	定型	20万円以上100万円以下の範囲で弁護士と依頼者との協議により定める	
遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円 + 税
		300万円を超え 3,000万円以下の場合	(2% + 24万円) + 税
		3,000万円を超え 3億円以下の場合	(1% + 54万円) + 税
	その他	執行の困難さを考慮し、基本の2倍以内の範囲で 弁護士と依頼者との協議により定める	
	遺言執行に裁判手 続を要する場合	遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬が発生します	
遺産分割協議書作成	20万円以上100万円以下の範囲で弁護士と依頼者との協議により定める		
遺産分割協議書の実現	遺言執行に準じ、弁護士と依頼者との協議により定める		